

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、
小海町指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和3年11月17日

小海町長 黒澤 弘

指定番号	氏名又は名称	所在地	代表者氏名	指定年月日	指定の有効期限
第30号	内田孔建設 株式会社	小海町大字千代里3番地8	内田 克則	令和3年11月17日	令和9年9月29日